平成３０年（フ）第９４号
愛媛県松山市大手町１丁目８番地27　ウメヤマンション301号
債務者　浅井由香里
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１９号
愛媛県松山市和泉北４丁目４番４号　アトムマンション朝生田Ⅲ　405号
債務者　髙市　雄也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２０号
愛媛県松山市和泉北４丁目４番４号　アトムマンション朝生田Ⅲ　405号
債務者　髙市　晶子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５１号
愛媛県新居浜市北内町１丁目２番７号　田坂外科医院、住民票上の住所愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番７号
債務者　長野　祐司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１０６号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5357番地17
債務者　新井　泰行
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
佐賀市諸富町大字山領495番地10　紀伊貸家
債務者　内山　厚子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４２号
宮崎市中村西２丁目８番18号　大淀アパート203号、前住所宮崎市中村西２丁目10番12号川畑アパート205号
債務者　米良　麗華
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４２号
宮城県柴田郡大河原町大谷字一軒地99番地４
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第７６号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見3758番地47
債務者　内川　和子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第７９号
長野県安曇野市三郷明盛1972番地　セレッソ安曇野206号室
債務者　西田　和容
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４０号
長野県飯田市龍江3464番地２号
債務者　吉沢　仁志
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第２５０号
兵庫県尼崎市大西町１丁目10番10号　プレジール　101号、前住所兵庫県尼崎市武庫町１丁目33番３号　キューブ武庫川Ⅵ　302
債務者　山元　正幸
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２７０号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目６番地の１　レピア東園田ＥＡＳＴ207号
債務者　永島　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３１０号
兵庫県西宮市松籟荘３番32号
債務者　山口麻衣子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２０号
徳島県鳴門市大津町木津野字養父の内11番地５　11号
債務者　新居　英子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２４号
佐賀市大和町大字久池井2157番地１
債務者　平原久仁香
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係